

社会福祉の向上の功績をたたえて
熊本県社会福祉功労者等知事表彰を受賞

2月13日、熊本県庁で、平成30年度熊本県社会福祉功労者等知事表彰式が行われ、和木町江田、奥井孝さんが受賞しました。この賞は、社会福祉の向上に特に著しい功績のあった人や団体等で、真に他の模範となるものに對し、その功績をたたえ、贈られるものです。今回の受賞は、奥井さんが、長年、町の身体障害者福祉協議会の理事等、役員として活動してきたことが評価されたもので



知事表彰を受賞した奥井孝さんと奥井好江さんと一緒に

子どもたちのスポーツ振興のために
ドリームカープロジェクト

2月14日、和木町に熊交観光タクシー株式会社(益城町)から支援金の贈呈がありました。同社を含む清正グループは、ドリームカープロジェクトを行って、タクシーの営業距離を10km当たり1円と換算し、子どもたちの憧れであるプロスポーツ選手になりたいという夢を応援するために、毎年、県内の自治体や企業などに支援金を贈っています。住永裕司代表取締役は、「和木町では1月に大きな地震があったが、スポーツを通じて子どもたちが元気になるって欲しい。子どもたちが元気になるれば、熊本も元気になる」と熱い思いを話しました。町の将来を担う子どもたちの夢の実現のために大切に使用していきます。



小出教育長に支援金を手渡す住永裕司代表取締役

目指せ未来のオリンピック選手！
ランニング教室

2月16日、熊本県立玉名高等学校グラウンドで第一生命保険株式会社によるランニング教室が開催されました。これは、同社が熊本城マラソンに協賛する中で、健康増進支援やスポーツ振興に寄与することを目的に行われているもので、今年度は金栗四三さんにゆかりのある玉名市・南関町・和水町の中学生を対象に行われました。参加した生徒たちは、ストレッチやランニングなどで汗を流しながら、笑顔で講師と交流していました。指導に当たった第一生命女子陸上部OGの松見早希子さんは、「いっぱい食べて、寝て、勉強も頑張ると、これからずっと走って欲しい」と話しました。



ランニングをする松見さんと参加した中学生

つなぎひろがる生涯学習の輪
第13回生涯学習推進大会

2月24日、三和公民館で、第13回生涯学習推進大会が開催されました。コスモス学級・ふれあい大学の閉講式、和木町で活躍している各種団体の活動発表と、「笑って笑ってお元気に！」と題し、落語家でお笑い福祉士の笑福亭学光さんの特別講演がありました。笑福亭学光さんは、周りの人と自分を笑顔にするボランティアの大切さや健康を保つ秘訣などを笑いを交えて話しました。参加者は、町や地域を盛り上げようという熱い想いのこもる発表、笑いの絶えない講演に、聞き入っていました。

- 活動事例発表
- 温故知新～歴史をつなぎ新しい時代へ～
和木町戦国国衆一揆顕彰会 事務局長 亀崎 清貴さん
 - ようこそ富貴の里へ～吉地の里の取り組み紹介～
吉地の里推進協議会 パートナー 内野 嘉倫さん
 - 若い力で盛り上げる和木町青年団
和木町青年団 団長 多賀 裕基さん



消費生活Q&A ～昔の借金の返済請求～



僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。

Q 突然「20年前の借金が未返済ですので、払ってください」と督促状が届いたという話を聞いたけど、そんな時はどうすればいいの？

(安 しん子ちゃん)

A 本来は借りたお金は返さないといけないけど、この場合は“時効”だと主張すればいいワン。借金を返してもらう権利は原則として10年、相手が貸金業者だと5年経過すると消滅するワン。これを消滅時効と言うワン。



Q ということは、時効かどうかしっかり確認することが必要だね。

(安 しん子ちゃん)

A そう、確認することは大事だワン。もしお金を借りていた人が「返します」とか「あと1ヶ月待ってください」と言ったりすると借金を認めたことになって、時効の主張が出来なくなることがあるワン。督促状が届いたらすぐに相手に電話をせずに、法律相談を受けたり消費生活相談窓口にご相談するといいワン。



消費生活相談窓口
和水町役場・総務課
☎0968・86・5720

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ
保険料と納付についてお知らせします。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人
(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

平成31年度の後期高齢者医療保険料額

保険料額(年額) = 均等割額 + 所得割額

①均等割額 = 47,900円 ②所得割率 = 9.26% ①②熊本県の保険料率

※所得割額 = { (総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 所得割率9.26% }

※保険料額の上限は、年額62万円です。

平成31年度の後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの天引き)または普通徴収(納付書または口座振替)で納めることになります。

	特別徴収	普通徴収
納付開始月	4月	7月
納付方法	年金からの天引き	納付書または口座振替
納付回数	偶数月(6回)	毎月(8回)

現在普通徴収の人(年金受給額が年間18万円未満の人などを除く)で、平成30年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えた人は、下記のとおり平成31年度途中から特別徴収となります。

75歳の誕生日	特別徴収の開始月	普通徴収の月
平成30年4月2日から平成30年10月1日の間	4月	普通徴収はありません
平成30年10月2日から平成30年12月1日の間	6月	普通徴収はありません
平成30年12月2日から平成31年2月1日の間	8月	7月
平成31年2月2日から平成31年3月31日の間	10月	7・8・9月

※後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。